

社会福祉法人 白寿会 役員等報酬規程

(目 的)

第一条 この規程は、社会福祉法人 白寿会（以下「当法人」という）定款第八条および第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 役員等（常勤、非常勤）については、業務に応じた報酬を支給することとし、役員としての賞与及び退職手当は支給しない。

(法人業務)

第三条 法人業務とは、法人運営に必要な業務全般とし、役員会への出席、監事による監査のための業務等を含めるものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第四条 役員等（常勤、非常勤）に対する報酬等の額は、次によるものとする。

役員等（常勤、非常勤）

	日 額
法人業務等	12,000 円

(理事・監事の報酬等)

第五条 理事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第六条 役員等（常勤、非常勤）に対する報酬等の支給時期は、法人業務を行った日に現金により支給する。

(公 表)

第七条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第八条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第九条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成14年 5月31日から施行する。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和 1年12月 1日から施行する。